

第12号議案

中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成3年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例

第1条中「遠賀川河川敷市民グラウンド（以下「市民グラウンド」という。）」を「遠賀川河川敷市民グラウンド（以下「市民グラウンド」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（構成）

第2条 市民グラウンドは、次の表に定める施設をもって構成する。

名称	位置	面積
第1グラウンド	中間市大字中間10018番地	9,941平方メートル
第2グラウンド	中間市大字中間8194番地先	10,856平方メートル
第3グラウンド	中間市大字中間8194番地先	9,000平方メートル
第4グラウンド	中間市大字中間7813番地2先	18,000平方メートル
自転車広場	中間市大字中間9003番地先	12,721平方メートル
スケートボード広場	中間市大字中間9003番地先	800平方メートル
第5グラウンド	中間市大字中間10001番地先	12,001平方メートル

第10条を削る。

第9条中「許可の目的外に」を「使用許可を受けた目的以外の目的で市民グラウンドを」に改め、「又は」の次に「市民グラウンドを」を加え、同条を第10条とする。

第8条中「既に納入された」を「既納の」に改め、同条ただし書中「ある」の次に「と市長が認める」を加え、同条を第9条とする。

第7条中「委員会が」を「前条の規定にかかわらず、市長は、」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市民グラウンドの使用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。

2 使用料の額は、零円とする。ただし、照明の使用を伴う場合は、1時間につき220円とする。

第5条及び第6条を削る。

第4条中「前条の使用を許可する」を「教育委員会は、前条第2項の規定による許可（以下「使用許可」という。）をする」に、「使用の目的、範囲及び使用料その他管理上」を

「市民グラウンドの管理運営上」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「市民グラウンドを使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の」を「市民グラウンドを使用して次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会に申請し、その使用について」に改め、同条後段中「許可」を「当該許可」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 物品の販売、募金、署名活動その他これらに類する行為
- (2) 催しの実施
- (3) 営利を目的とした写真、動画等の撮影その他これに類する行為
- (4) 貼り紙及び貼り札並びに広告の掲出又は表示その他これらに類する行為
- (5) 市民グラウンドの全部又は一部を独占しての使用

第3条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可を決定するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、不許可を決定しなければならない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害発生のおそれがあると認めるとき。
- (3) 市民グラウンドを毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民グラウンドの管理運営上不適当であると認めるとき。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(禁止行為)

第3条 市民グラウンドを使用する者は、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市民グラウンドを損傷し、若しくは汚損する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 土地の形質の変更又はそのおそれのある行為
- (3) 教育委員会が指定する場所以外の場所への車両の乗入れ又は駐車
- (4) 教育委員会が指定する場所以外の場所でのたき火その他の火気の使用
- (5) 教育委員会が指定する場所以外の場所へのごみその他の汚物の投棄
- (6) 他人に迷惑をかけ、若しくは危害を及ぼし、若しくは公益を害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民グラウンドの管理運営上支障がある行為

(使用の禁止等)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民グラウンドの使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 災害、増水等河川の状況から市民グラウンドの使用が危険であるとき。
- (2) 河川工事、市民グラウンドの工事等やむを得ない事情があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民グラウンドの使用により生じる危険の防止又は市民グラウンドの保全のため必要があるとき。

第11条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条第1項中「委員会」を「教育委員会」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「使用の許可」を「使用許可」に改め、

「取り消し」の次に「、若しくは変更し」を加え、「中止し、若しくは変更させる」を「使用を中止させる」に改め、同項第1号中「、この条例又は」を「この条例若しくは」に、「規則その他」を「教育委員会規則その他の」に改め、「法令」の次に「又は使用許可の条件」を加え、同項第2号中「管理」を「市民グラウンドの管理運営」に、「必要」を「事情」に改め、同条第2項中「措置によって」を「規定により使用許可が取り消され、若しくは変更され、又は使用を中止されたことにより」に、「が損害を受けても、委員会は」を「に損害が生じた場合であっても、市は、」に改める。

第12条中「市民グラウンドの施設等を棄損」を「市民グラウンドを毀損し、」に、「委員会」を「市」に改める。

第13条中「市民グラウンド」を「市民グラウンド」に改める。

第14条第1号中「市民グラウンドの使用の許可」を「市民グラウンドの利用の許可」に改め、同条第2号中「市民グラウンドの施設及び設備」を「市民グラウンド」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、教育委員会」に改める。

第15条第1項中「、この」を「及びこの」に、「規則その他市長」を「教育委員会規則その他の教育委員会」に、「市民グラウンド」を「市民グラウンド」に改める。

第16条第1項中「市民グラウンド」を「市民グラウンド」に改め、同条第2項中「第6条に定める金額」を「使用料の額」に改める。

第17条中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同条ただし書中「使用できなくなったとき、」を「市民グラウンドを利用できなくなったとき」に改める。

第18条中「、その他」を「又は」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第19条中「委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																																						
<p><u>中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツを振興し、もって市民の健康増進を図るため、<u>遠賀川河川敷市民グラウンド</u>（以下「市民グラウンド」という。）を設置する。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 <u>市民グラウンドは、次の表に定める施設をもって構成する。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 770 1104 1353"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1グラウンド</td> <td>中間市大字中間10018番地</td> <td>9,941平方メートル</td> </tr> <tr> <td>第2グラウンド</td> <td>中間市大字中間8194番地先</td> <td>10,856平方メートル</td> </tr> <tr> <td>第3グラウンド</td> <td>中間市大字中間8194番地先</td> <td>9,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td>第4グラウンド</td> <td>中間市大字中間7813番地2先</td> <td>18,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td>自転車広場</td> <td>中間市大字中間9003番地先</td> <td>12,721平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	面積	第1グラウンド	中間市大字中間10018番地	9,941平方メートル	第2グラウンド	中間市大字中間8194番地先	10,856平方メートル	第3グラウンド	中間市大字中間8194番地先	9,000平方メートル	第4グラウンド	中間市大字中間7813番地2先	18,000平方メートル	自転車広場	中間市大字中間9003番地先	12,721平方メートル	<p><u>中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツを振興し、もって市民の健康増進を図るため、<u>遠賀川河川敷市民グラウンド</u>（以下「市民グラウンド」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置等)</p> <p>第2条 <u>市民グラウンドの名称及び位置等は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 794 2049 1331"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積（平方メートル）</th> <th>備考（通称）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1市民広場</td> <td>中間市大字中間10018番地</td> <td>5,273</td> <td>市役所前第1グラウンド</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>中間市大字中間8194番地先</td> <td>10,856</td> <td>市役所前第2グラウンド</td> </tr> <tr> <td>第2市民広場</td> <td>中間市大字中間10001番地先</td> <td>12,001</td> <td>中鶴第2グラウンド</td> </tr> <tr> <td>中央市民広</td> <td>中間市大字中間</td> <td>18,000</td> <td>中鶴第1グラウンド</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	面積（平方メートル）	備考（通称）	第1市民広場	中間市大字中間10018番地	5,273	市役所前第1グラウンド	多目的広場	中間市大字中間8194番地先	10,856	市役所前第2グラウンド	第2市民広場	中間市大字中間10001番地先	12,001	中鶴第2グラウンド	中央市民広	中間市大字中間	18,000	中鶴第1グラウンド
名称	位置	面積																																					
第1グラウンド	中間市大字中間10018番地	9,941平方メートル																																					
第2グラウンド	中間市大字中間8194番地先	10,856平方メートル																																					
第3グラウンド	中間市大字中間8194番地先	9,000平方メートル																																					
第4グラウンド	中間市大字中間7813番地2先	18,000平方メートル																																					
自転車広場	中間市大字中間9003番地先	12,721平方メートル																																					
名称	位置	面積（平方メートル）	備考（通称）																																				
第1市民広場	中間市大字中間10018番地	5,273	市役所前第1グラウンド																																				
多目的広場	中間市大字中間8194番地先	10,856	市役所前第2グラウンド																																				
第2市民広場	中間市大字中間10001番地先	12,001	中鶴第2グラウンド																																				
中央市民広	中間市大字中間	18,000	中鶴第1グラウンド																																				

スケートボード 広場	中間市大字中間9003番地先	800平方メートル
第5グラウンド	中間市大字中間10001番地 先	12,001平方メー トル

(禁止行為)

第3条 市民グラウンドを使用する者は、みだりに次に掲げる行為を
してはならない。

(1) 市民グラウンドを損傷し、若しくは汚損する行為又はそのお
それのある行為

(2) 土地の形質の変更又はそのおそれのある行為

(3) 教育委員会が指定する場所以外の場所への車両の乗入れ又は
駐車

(4) 教育委員会が指定する場所以外の場所でのたき火その他の火
気の使用

(5) 教育委員会が指定する場所以外の場所へのごみその他の汚物
の投棄

(6) 他人に迷惑をかけ、若しくは危害を及ぼし、若しくは公益を
害する行為又はそのおそれのある行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、市民グラウンドの管理運営上支
障がある行為

(使用の禁止等)

場	7813番地2先		ド
自転車広場	中間市大字中間 9003番地先	12,721	中鶴自転車練習 場
スケートボ ード広場	〃	800	中鶴スケートボ ード練習場

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民グラウンドの使用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 災害、増水等河川の状況から市民グラウンドの使用が危険であるとき。

(2) 河川工事、市民グラウンドの工事等やむを得ない事情があるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民グラウンドの使用により生じる危険の防止又は市民グラウンドの保全のため必要があるとき。

(使用の許可)

第5条 市民グラウンドを使用して次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会に申請し、その使用について許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 物品の販売、募金、署名活動その他これらに類する行為

(2) 催しの実施

(3) 営利を目的とした写真、動画等の撮影その他これに類する行為

(4) 貼り紙及び貼り札並びに広告の掲出又は表示その他これらに類する行為

(5) 市民グラウンドの全部又は一部を独占しての使用

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可を決定するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、不許可を決定しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市民グラウンドを使用しようとする者は、教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害発生のおそれがあると認めるとき。
- (3) 市民グラウンドを毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民グラウンドの管理運営上不相当であると認めるとき。

(使用許可の条件)

第6条 教育委員会は、前条第2項の規定による許可（以下「使用許可」という。）をするに当たっては、市民グラウンドの管理運営上必要な使用条件を付することができる。

(使用料)

(使用許可の条件)

第4条 前条の使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲及び使用料その他管理上必要な使用条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 次の各号の一に該当するときは、市民グラウンドの使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害発生のおそれがあると認めるとき。
- (3) 市民グラウンド及び附属施設を棄損又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理運営上不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 市民グラウンドの使用料は、無料とする。ただし、照明を使用した場合は、1時間につき220円の使用料を徴収する。

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市民グラウンドの使用料（以下「使用料」という。）を納入しなければならない。

2 使用料の額は、零円とする。ただし、照明の使用を伴う場合は、1時間につき220円とする。

（使用料の減免）

第8条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（目的外使用、権利譲渡の禁止）

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的で市民グラウンドを使用し、又は市民グラウンドを使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用許可の取消し等）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させる

（使用料の減免）

第7条 委員会が特に必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第8条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（目的外使用、権利譲渡の禁止）

第9条 使用者は、許可の目的外に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（特別設備の許可）

第10条 使用者は、特別の設備を使用する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消等）

第11条 委員会は、次の各号の一に該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、又は中止し、若しくは変更させることができる。

ことができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこれに基づく教育委員会規則その他の法令又は使用許可の条件に違反したとき。

(2) 公益上又は市民グラウンドの管理運営上やむを得ない事情が生じたとき。

2 前項の規定により使用許可が取り消され、若しくは変更され、又は使用を中止されたことにより使用者に損害が生じた場合であっても、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、市民グラウンドを毀損し、又は滅失したときその他使用者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市民グラウンドの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 市民グラウンドの利用の許可に関する業務
- (2) 市民グラウンドの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

(1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則その他法令に違反したとき。

(2) 公益上又は管理上やむを得ない必要が生じたとき。

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、委員会はその責めを負わない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、市民グラウンドの施設等を棄損又は滅失したときその他使用者の責めに帰すべき事由により委員会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市民グラウンドの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 市民グラウンドの使用の許可に関する業務
- (2) 市民グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他の教育委員会が定めるところに従い、市民グラウンドの管理を行わなければならない。

2 (略)

(利用料金)

第16条 市民グラウンドの利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により市民グラウンドを利用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定め

第15条 指定管理者は、法令、条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、市民グラウンドの管理を行わなければならない。

2 (略)

(利用料金)

第16条 市民グラウンドの利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、第6条に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

る。